

嘉島町スポーツ交流広場人工芝賃貸借仕様書

1. 物 件 人工芝一式（別紙仕様書詳細の通り）
2. 納入場所 嘉島町スポーツ交流広場
（嘉島町上島 879 番地）
3. 納 期 令和 7 年 10 月 31 日
4. 賃貸借期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 1 2 年 10 月 3 1 日
（60 か月）
5. 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税については契約時に、賃貸料に
合算して契約するものとする。
6. 賃貸借料支払期日 賃貸人は、毎月の賃貸料を翌月 10 日までに賃借人に請
求し、賃貸借は、請求書を受理した日から 30 日以内に
支払うものとする。
7. その他 賃貸借期間終了後、対象物件の所有権については発注
者に帰属するものとする。賃貸借料には賃貸借物件に
係る固定資産税は含まないこと。

仕様書詳細

1. 事業範囲

(1) 人工芝導入計画の策定

事業者は、嘉島町スポーツ交流広場において賃貸借による人工芝導入計画を策定する。

(2) 既存人工芝の撤去及び人工芝の提供及びその付帯業務

上記計画に基づく既存人工芝の撤去・再敷設、人工芝の提供（設計監理、施工を含む。）及びその附帯業務を行う。

2. 賃貸借物件の数量

番号	名称	仕様	数量
1	人工芝	第3及び「別紙1 ロングパイル人工芝製品仕様書」による	一式
2	人工芝敷設作業	第4および「別紙2 ロングパイル人工芝敷設仕様書」による	一式

3. 人工芝に関する事項

既存人工芝の撤去処分も行うこと（マニフェスト）。

また、人工芝の選定にあたっては、以下の項目を全て満たすこと。

(1) 人工芝の決定にあたっては、入札参加申請時に発注者の事前承認を得ること。

発注者が仕様を満たさないと判断した製品での入札参加は認めない。

(2) 官公自治体の賃貸借契約にて導入実績が複数あるメーカーの製品を使用すること。

(3) 製品保証期間については、賃貸借期間と同じ期間とすること。

(4) 詳細については、「別紙1 ロングパイル人工芝製品仕様書」による。

4. 人工芝グラウンドの設計・施工に関する事項

人工芝グラウンドの施工にあたっては、以下の項目に留意すること。

(1) 本設計・施工は、下地路盤の不陸修正、ロングパイル人工芝敷設工、ライン敷設工、仮設工（敷鉄板等）を行うものとする。

(2) 設計・施工にあたる者（受注者または受注者が物件を発注者へ賃貸するために当該業務を受注者の責任で業者へ発注する場合はその発注を受け当該業務を行う業者）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による建設業の許可を有する者であること。

a 土木工事一式

b 舗装工事

- (3) 人工芝の施工にあたっては、各種法令及び施工に必要な指針やガイドライン等に準拠すること。
- (4) 人工芝における施工管理は、「一般社団法人 日本運動施設建設業協会」が認定する運動施設施工技師によること。
- (5) 実際の設計・施工にあたっては、適宜、発注者との協議を行うこと。
- (6) 詳細については「別紙2 ロングパイル人工芝敷設仕様書」によること。

5. 提出書類

工事の施工にあたり、以下の書類を発注者に提出し承認を得ること。

- (1) 使用材料の材料承認願(入札参加申請時に提出)
- (2) 出来形管理図(実施工数量、面積が分かるもの)
- (3) 品質管理資料(使用材料試験成績表 等)
- (4) 製品保証書
- (5) 工事写真

6. 保険

物件には受注者の負担により動産総合保険、または、損害保険を付保するものとする。動産総合保険や損害保険等の補償対象となる損害については、当該保険金を上限として、発注者は修繕に係る費用負担を免れるものとする。

■補償対象となる主な損害

- ・火災、落雷、破裂、爆発
- ・風災(暴風・竜巻等の風による損害)
- ・水災(台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ・高潮等の自然現象による水害)

■補償対象外となる主な損害

- ・地震、噴火、津波およびこれらに起因する火災等による損害
- ・自然消耗、劣化、性質損(変色、変質、腐敗等)、虫食い等による損害
- ・戦争、変乱、テロ、原子力による損害
- ・消耗品の単独損害

7. 損害賠償

発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により物件が消失し、または棄損した場合は、賠償の責めを負わないものとする。ただし、発注者の故意または過失による場合は、この限りではない。

8. その他

以下の項目については、本事業の対象外とする。

- (1) 賃貸借期間中の製品保証対象外の人工芝の交換及び補修

ロングパイル人工芝 製品仕様書

本工事に使用する人工芝は下記仕様を全て満たすものとする。

部材	詳細	仕様
芝葉	形状	単純形状モノフィラメントヤーン（芯入り形状不可）
	厚み	360 μ 以上
	織度	16,800dtex 以上
	色	グリーン（濃淡 2 色混織）
	芝丈	60mm 以上
	材質	ポリエチレン
	引抜強度(束)	120N 以上
基布	素材	ポリプロピレン
	バックング材	SBR ラテックスもしくはウレタンコーティング
充填材	表層チップ材質	温度抑制カラーチップ(EPDM)
	表層チップ厚み	平均 10mm 以上
	中間層チップ材質	SBR(リサイクルゴム)
	目砂材質	特殊調整珪砂
	充填厚（総計）	平均 40mm 以上
人工芝施工	主要ジョイント部	ミシン縫い施工
	主要部以外、ライン埋込	接着施工

※国際サッカー連盟 (FIFA) 公認「FIFA プリファードプロバイダー」の工場にて生産(タフト)された製品を使用すること。

※日本国内のサッカー場(フルサイズ)において、7 年以上使用実績のある製品を使用すること。

※表層には温度抑制効果のあるカラーチップを 10mm 以上充填すること。

※ジョイント部の強度を高め、剥がれを防止する為に、人工芝の主要ジョイント部はミシン縫い施工を必須とする。（主要ジョイント部の接着施工不可）

※人工芝の通常想定されるメンテナンス、部分張替時に対応できるメーカーの製品を使用すること。

※サンプルを提出し、発注者の承認を得た製品を使用すること。

1. 施工手順

- (1) 既存の人工芝の撤去(処分含む)
- (2) 下地アスファルト舗装の不陸修正
 - ①下地舗装状態を確認し、必要に応じて下地不陸補修を実施する。(計画高、透水性の確認等)
 - ②大きな不陸が見られない場合は、不陸修正は不要とする。
- (3) 新規人工芝敷設
 - ①人工芝及び充填材(硅砂、チップ)の搬入は大型車で搬入。
 - ②新規の人工芝を割付図に従い間配りする。
(間配りはホイールローダー及びフォークリフト等を使用)
 - ③人工芝を展開。
 - ④芝のジョイント部を接合する。(主要ジョイント部はミシン縫い施工必須)
 - ⑤設計に基づき所定のラインを埋め込む。各部寸法を確認。不良箇所があれば修正する。
 - ⑥充填材(硅砂・チップ)の充填。硅砂・チップを散布する。硅砂・チップは、フレコンにて直接重機で荷吊し、散布機へ投入。硅砂とチップを数量管理の上、均等に散布する。散布後はブラシでムラの無いように芝葉の間にすり込む。最後に、充填厚が規定基準値となっているかの確認を実施する。(縦/横 10mピッチでの測定を実施)

2. 検査

工事終了後、監督員の立会いの上、検査を行う。不合格及び手直しの指摘があった部分については速やかに補修を行う。

3. ロングパイル人工芝の検査等

- (1) 受注者は、基準値が満たされていることを自主検査により確認する。
芝丈、充填材厚み(±10%以内)。
- (2) 不測の事態(天災、第三者による過失等)により発生する手直しについては、発注者と協議の上、その指示によるものとする。

4. 製品保証

- (1) 受注者のロングパイル人工芝についての製品保証期間は下記のとおりとし、新設時のフィールド完了引渡しの日から起算するものとする。
 - ①製品保証は賃貸借期間と同期間とする。
 - ②製品保証期間中、通常の使用にもかかわらず使用出来ない状態になった場合、適用範囲を協議の上、対象箇所の修理又は張り替えを実施すること。この使用できない状態とは、「人工芝系の著しい劣化・破損」および「人工芝基布の著しい亀裂」により、明らかに本来の使用目的に従った使用をできなくなった場合をいう。
 - ③保証の範囲について疑義が生じた場合には、関係者協議の上、誠意をもって解決する。

④人工芝製品に不具合が生じた場合には、状況を調査後、処置方法の検討を行う。

⑤免責事項

- ア. 本製品を他の場所へ移し替え、または再設置をしたとき
- イ. 使用競技 以外の使用によるもの
- ウ. 維持管理に関し、メーカーの取り扱い説明に基づいた維持管理がなされなかったとき
- エ. 陸上競技用スパイクシューズで使用した場合（但し、野球金属スパイクシューズは可）
- オ. 下地舗装の欠陥・不陸が原因の時
- カ. 天災地変等不可抗力による場合
- キ. 仮設ラインペイント等を使用し起こりえる現象（堆積、硬化、色の違い）
- ク. 酸性、アルカリ性の洗剤や薬剤、オイル類（軽油、ガソリン等）を使用した、またはこぼした場合
- ケ. 集水桝の蓋等、開閉を伴う部分
- コ. 明らかに部分的に使用頻度が高いことで生じた部分的な不具合（ペナルティエリア、PK マーク付近・コーナーキック付近等）
- サ. 藻やカビの発生や枯れ葉や異物の堆積により起こりえる現象
- シ. 充填材が少なくなった状態で使用し発生した不具合（PK マーク周辺等）
- ス. 充填材の流出による消失
- セ. 受注者以外が補修等を行った部分
- ソ. その他上記に定める以外の故意、過失が原因の場合

（２）その他、定めのない事項については以下の参考資料に準拠するとともに、発注者と協議の上、その指示によるものとする。

【参考資料】

- ア. 屋外体育施設の建設指針
（公財）日本体育施設協会
- イ. サッカー競技規則
（公財）日本サッカー協会
- ウ. JFA ロングパイル人工芝－検査実施マニュアル
（公財）日本サッカー協会

5. メンテナンス

賃貸借期間中、年 1 回のブラッシング作業、充填材補充を実施するものとし、本事業の賃貸借契約に含むものとする。その他、追加で必要性が発生したメンテナンス（部分張替等）については、本事業の対象外とする。

※日常的なメンテナンスに必要な充填材については賃貸借期間に必要となる量(60kg×5 年)を
完成引き渡し時に納品すること。

ロングパイル人工芝 敷設仕様書

1. 施工条件

- (1) 土木工事における下地アスファルト舗装の不陸修正に係る費用は、新規設置人工芝の賃貸借料に含むこと。
- (2) 人工芝の施工範囲は図面の範囲とする。
- (3) 排水については既設の暗渠排水を利用するものとする。なお、工事中に暗渠排水を損傷しないよう十分注意すること。
- (4) 安全対策として、資材搬入時には、施設出入口部外必要と思われる箇所に交通誘導員を配置すること。
- (5) 広場内及び駐車場等の構造物に損傷を与えないようにすること。現場内への進入路は2箇所であり、10tDTの進入可能となっている。施設でグラウンド侵入にあたり養生が必要な部分については敷鉄板等の設置をすること。フェンス、防球ネットの開口・復旧等が必要な場合は、監督員と協議の上、決定すること。(開口・復旧等にかかる経費は賃貸借料に見込むものとする。なお、損傷を与えた場合には現状復旧すること。)
- (6) 施工スケジュールに基づき、完工まで行える施工業者であること。

2. 参考数量

上記施工条件より、当該事業に必要な数量を把握すること。なお、正式な数量は、実施設計後確定となるが、断面仕様変更等に起因する契約金額の変更は行わない。

(1) 施工面積

施工条件及び参考設計図面を参照のこと。

(2) 必要施工厚

既存人工芝の設置状況から本施工における必要施工厚は下記寸法となる。また、基層を含めた詳細断面については参考設計図面を参照のこと。

下地砕石路盤 (RC-40) $t=150\text{mm}$ (既設再利用)

開粒度アスファルト舗装工 $t=50\text{mm}$ ※必要に応じて不陸整正

ロングパイル人工芝 $t=60\text{mm}$ 以上 (充填厚約 40mm)

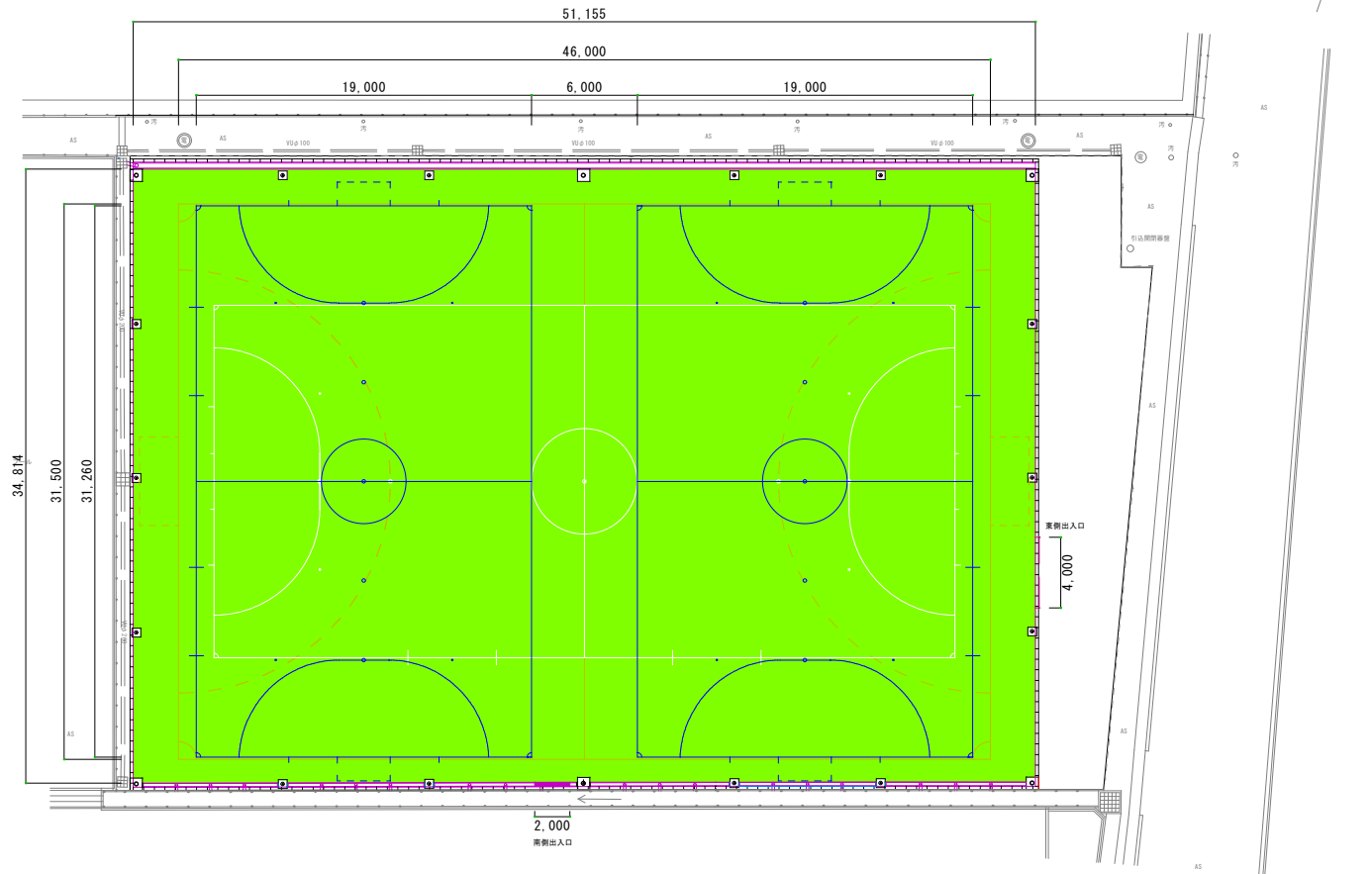
(3) 人工芝

仕様書詳細 3.人工芝に関する事項及び「別紙 1.ロングパイル人工芝製品仕様書」を参照のこと。

3. その他

事業者は上記以外に必要と思われる事項を随時実施すること。

計画平面図



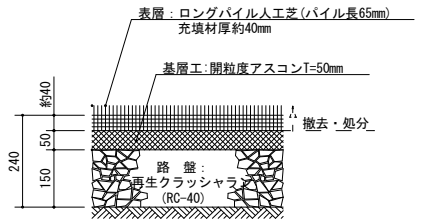
【工事範囲】

■■■■ 施工範囲

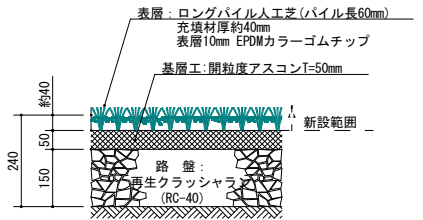
項目	数量
人工芝撤去(運搬・処分含む)	1,812㎡
下地不陸正整	必要に応じて
人工芝敷設工	1,812㎡
ライン埋込工	図面通り

断面図

既設人工芝舗装断面図 S=1:7



新設人工芝舗装断面図 S=1:7



2025. 5. 22

1:400 (A3)

嘉島町スポーツ交流広場
